

国家知識産権局による
「2023年全国知的財産権行政保護業務計画」の印刷・配布についての通知
国知発保字〔2023〕4号

各省、自治区、直轄市と新疆生産建設兵団の知識産権局：

「2023年全国知的財産権行政保護業務計画」（以下、「業務計画」という）を印刷・配布するので、実際の状況とを踏まえて真剣に実施されたい。

各地で「業務計画」を実施した状況と業績成果は2023年の知的財産権行政保護業績の評価範囲に入れる。各省級知識産権局の実施計画、半年および年間の業務総括をそれぞれ2023年3月15日、7月1日と12月1日までに国家知識産権局知的財産権保護司に報告し、電子版は同時に電子メールポストに送信されたい。

以上を持って通知する。

国家知識産権局
2023年3月1日

2023 年全国知的財産権行政保護業務計画

中国共産党の中国共産党第 20 回党大会の精神を全面的に貫徹し、知的財産権保護の全面的な強化に関する党中央、国務院の決定配置を真剣に実行するために、2023 年全国知識産権局局長会議と知的財産権保護業務会議の関連要求に従って、知的財産権行政保護業務を確実に強化し、革新環境と経営環境を最適化し、質の高い経済発展を推進し、本業務計画を制定する。

一、总体要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、中国共産党の中国共産党第 20 回党大会の精神と中央経済工作会議の精神を全面的に貫徹実施し、第 19 期中央政治局第 25 回集団学習時の習近平総書記の重要な演説精神を深く実行し、「知的財産権強国建設綱要(2021-2035 年)」、「『十四五』国家知的財産権保護と運用計画」と「知的財産権保護強化に関する意見」(以下、「意見」という)およびその推進計画の関連業務配置に従って、法治保障を強化し、財産権保護を厳格化する。改革駆動・品質リードを堅持し、知的財産権行政保護を全面的に強化し、引き続き重点分野、核心部分に対する知的財産権侵害行為への取り締まりと管理を強化し、知的財産権行政保護を高品質に推進し、知的財産権の全チェーン保護レベルを絶えず向上させ、世界でも一流の経営環境と革新環境を支える知的財産権保護システムを継続的に建設し、知的財産権強国建設の加速と社会主義近代化強国の全面的な建設に効果的な支援を提供する。

二、主要任務

(一) 行政保護法治保障を強化する

1. 「意見」とその推進計画を深く実施する。属地と部門の責任を明確にし、知的財産権保護の職責を真剣に履行し、高水準な知的財産権保護政策の任務・措置の実施を推進する。2022 年の知的財産権保護業務の検査や評価結果を活用し、検査や評価の「指揮棒」の役割を確実に発揮させ、検査や評価で発見された欠点や弱点の是正業務をしっかりと行う。知的財産権保護を中央監督検査計画に組み入れることを引き続き推進し、監督検査激励の知的財産権保護に係る関連業務を行い、知的財産権保護検査・評価を実施し、知的財産権保護の各重点業務の実施効果を確保する。知的財産権保護の社会満足度の年次調査を継続的に実施し、知的財産権保護レベルの評価業務を引き続き追及し、知的財産権保護の立体化評価システムの構築を推進する。

2. 法執行保護基準ガイドラインの役割を確実に発揮させる。専利、商標法執行事件の調査処理基準を引き続き改善し、「商標侵害判断基準」、「商標一般違法判断基準」およ

びその理解と適用を深く実行し、行政裁決事件の処理において「専利侵害紛争行政裁決処理ガイドライン」などの法執行規範性文書の適用規則を厳格に把握し、積極的に行政法執行基準と司法裁判基準の協調・連携を促進し、基準・ガイドラインの規範的・リード作用を十分に発揮させる。新興分野の知的財産権鑑定研究を展開し、知的財産権の鑑定方法と手段を改善し、知的財産権法執行における鑑定の積極的な役割を十分に発揮させる。地理的表示保護に関連する技術基準の制定・実施に力を入れる。

3. 知的財産権保護制度の改善・実施を推進する。 専利法実施細則の改正と合わせて、商標法とその実施条例の改正を推進する。地理的表示の専門立法事業を積極的に推進し、地理的表示統一認定制度の実施を推進し、農産物関連政策の連携と安定した移行を行う。知的財産権保護の法律体系の健全化を推進し、知的財産権保護の地方性法規規則を制定・実施し、法に基づく厳格な行政、厳格な法執行保護を行う。ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新分野・新業態の知的財産権保護戦略、経路と方法を積極的に模索することを奨励する。行政部門と司法機関の知的財産権保護制度の連携強化を絶えず健全化する。専利侵害行政裁決の執行レベルを高め、行政処罰、共同懲戒、信用監督管理などの措置の実施を確保する。

4. 非正常な専利出願と商標の悪意のある登録行為を厳重に取り締まる。 継続的に専利出願行為を規範化し、迅速な処理連動メカニズムを構築し、専利出願の正確な管理リスト制度を整備し、自主的なチェックと通報メカニズムを整え、非正常専利出願を行う単位と個人に対する信用監督管理と政策制約を強化する。他人の身分情報を不正使用して専利出願をするなどの重点的な違反行為の管理を強化し、実務において犯罪被疑行為を発見した場合には適時に司法機関に通報または移送する。上級および部門、地域から渡された非正常専利出願の重点問題の手がかりと商標の悪意ある登録出願案件の手がかりを適時に処理する。

(二) 行政保護業務の基礎を築く

5. 専利侵害紛争行政裁決の処理に継続的に力を入れる。 行政裁決受理ルートを円滑化し、受理手続を簡略化し、条件に適合した案件に対して簡易手続の適用を進める。法律・法規に基づいて重大な専利侵害紛争、薬品専利紛争の早期解決メカニズム事件の行政裁決をしっかりと行う。民営企業、外資企業などに係る専利侵害紛争の処理に力を入れ、権利侵害紛争の防止と行政調停をしっかりと行う。専利重複侵害、集団権利侵害、悪意ある侵害などの行為を強力に、効果的に処理する。行政裁決業務の規範性を更に強化し、法執行処理業務の能力とレベルの向上に力を入れ、地域を越えた専利侵害紛争事件の行政裁決メカニズムを確立・健全化し、地域・部門を越えた調査処理協力、基準のドッキング、業務交流を強化する。技術調査官制度と知的財産権侵害紛争検証・鑑定システムを更に改善する。

6. 商標保護法執行事件の指導を着実に推進する。 「知的財産権行政保護事件決裁処理

方法」に従って、事件決裁の処理を規範化し、事件処理の質を高める。商標管理を厳格にし、オンライン・オフラインの禁止規定に違反した商標使用など商標管理秩序違反行為に対する規制を強化する。商標印刷、生産流通などの重要な部分を中心として、「区域が広い、持続時間が長い、事件に関係する金額が大きい、社会関心が高い」など深刻な権利侵害行為に関連する事件に対する業務指導を強化する。OEM企業が商標審査義務を厳格に履行し、商標侵害行為の発生を防止するよう真剣に促す。

7. 地理的表示保護の監督管理を深く展開する。「地理的表示保護と運用『十四五』計画」を実施し、「十四五」地理的表示業務の重点任務の実施を加速的に推進する。地理的表示保護プロジェクトを組織して実施し、地理的表示保護の監督管理を強化する。地理的表示保護製品および団体商標・証明商標として登録を受けた地理的表示保護の監督管理を日常的な監督管理に組み入れ、重点的に産地制御と特色品質管理をめぐり、抽出検査の範囲、割合と頻度を大きくし、地理的表示の高水準保護、高基準管理、高品質発展を実現する。中欧地理的表示保護と協力協定の実施を積極的に推進し、第1陣の発効リストに対する日常的な監視、迅速な処理と法執行の連携を継続的に強化する。

(三) 重点分野と重要部分の行政保護を強化する

8. 涉外知的財産権保護を強化する。「地域包括的経済連携協定」の実施をしっかりと行い、中タイ地理的表示の相互認識・相互保証事業の新たな進展を推進する。知的財産権の対外譲渡審査制度を完備し、技術輸出知的財産権の対外移転行為を法に基づいて厳格に管理する。海外知的財産権紛争対応指導メカニズムを更に改善し、海外知的財産権紛争対応指導センターおよび各サブセンターの能力建設を強化し、適時に重大な海外知的財産権紛争情報をモニタリングし、海外情報の共有と交流を効果的に強化し、緊急業務レベルを向上させ、その地域の実情にあわせて海外リスクの警報と予防制御システムの構築を行う。

9. 重大な活動と重要なノードの保障を強化する。第19回アジア大会、第31回ユニバーシアード夏季世界大会、中国有人宇宙飛行プロジェクトシリーズ飛行任務などの国際大型大会、重大プロジェクトに係る特殊標章の保護をしっかりと行う。厳格に「展示会知的財産権保護指針」に従って展示前の検査、展示中の巡視、展示後の追跡を強化し、連携して知的財産権侵害行為の防止、調停と調査を行い、中国国際輸入博覧会、中国国際サービス貿易交易会、中国輸出入商品取引会、中国国際消費品博覧会などの大型展示会の知的財産権保護秩序を効果的に維持する。「メーデー」、中秋節、国慶節などの重要な祝日に焦点を当て、問題指向で作業計画を制定し、特別行動を展開し、迅速かつ効果的に各種の突発的状況に対応する。旬の地理的表示製品が集中的に発売される時期に、リスクや隠れた危険の排除に力を入れ、公平で公正な市場の雰囲気を作り出し、農村振興と農民の増収を助ける。

10. 民生のホットポイントと重点分野の保護を強調する。公共利益と人民公衆の切実

な利益に係る食品・薬品、種業、セメント、公共衛生およびグリーン低炭素技術などの重点分野、特に生活必需品、農業農村分野、インターネット市場分野、食品、青少年児童の視力に影響する関連製品などの商品に対する知的財産権行政保護を引き続き強化する。「暴力団対策」に係る市場流通分野の関連整備作業に協力し、知的財産権保護業務中の暴力団関連と業界かく乱の手がかりを適時に関連部門に引き渡して処理する。初級農産物や、加工食品、本場の生菓、工芸品などに焦点を当て、地理的表示の特別整備活動を継続的に実施する。

11. 新型市場と重要部分の保護に焦点を当てる。 知的財産権保護規範化市場育成を継続的に推進し、「商品取引市場知的財産権保護規範」という国家基準の適用を推進し、いくつかの国家級知的財産権保護規範化市場を新たに認定する。苦情通報ルートを円滑にし、紛争処理メカニズムを改善し、各種知的財産権紛争を効率的に解消する。「電子商取引プラットフォームの知的財産権保護管理」という国家基準の適用を継続的に推進し、電子商取引プラットフォームが知的財産権の全プロセス管理と保護を実施するように指導する。オンラインの権利侵害行為の管理レベルを向上させ、プラットフォーム内の経営者の知的財産権登録情報の抽出検査の頻度を増やし、オンラインおよびオフラインの一体化保護を整える。

(四) 行政保護業務メカニズムを最適化する

12. 知的財産権の全チェーン保護を強化し続ける。 国家級の知的財産権保護センターと早期保護センターの建設・配置と高効率運用を高品質に推進し、知的財産権紛争の早期処理試行事業を深く実施する。知的財産権の保護支援「全国一枚のネット」を継続的に改善し、保護支援の規範化、基準化レベルを高める。知的財産権紛争調停組織と人材育成を強化し、知的財産権紛争オンライン訴訟・調停ドッキング業務を継続的に推進する。知的財産権信用管理規定を厳格に実施し、法律法規に基づいて信用失墜行為の認定と懲戒を実施する。知的財産権分野の信用を基礎とする等級別・種類別の監督管理を推進し、非正常専利出願、商標冒認出願などの行為に対する信用監督管理を重点的に強化する。

13. デジタル化保護という新パターンを積極的に模索する。 新技術、新産業、新業態、新パターンの下で知的財産権行政保護の新情勢に積極的に対応し、改革革新駆動を堅持し、知的財産権保護分野のデジタル化改革を奨励し、インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能、ブロックチェーンなどの新技術・新アプリケーションを模索・運用し、知的財産権保護デジタル化管理モデルの革新を強力に推進する。行政裁決のオンライン処理レベルを向上させ、知的財産権保護の一方向の管理から双方向の相互作用への転換を、オフラインからオンライン・オフラインの融合への転換を推進し、知的、効率的、協力的なデジタル化知的財産権保護システムの構築を継続的に模索する。

14. 試行の模範・率先・牽引作用の発揮に力を入れる。国家知的財産権保護モデル区の建設と第2陣のモデル区の選抜作業を展開し、政策支援を強化し、改革の深化に焦点を当て、資源投入を増化させ、一連のモデル区の典型的な経験を総括して普及させ、一連の知的財産権保護の高地を構築する。地理的表示製品保護モデル区の建設と地理的表示の専用標章使用承認改革試行を深く推進し、地理的表示の専用標章使用承認、抹消と監督管理システムを確立し、専用標章使用の規範性を強化する。専利侵害紛争行政裁決規範化建設試行に力を入れて推進し、優秀な試行省は条件が整った地区で率先して一連の市域、県域行政裁決規範化建設試行を開始するよう働きかける。

三、業務要求

(一) 組織・指導の強化

非常に重視し、入念に手配・実施し、当該地区の実情を勘案し、実行可能な実施計画または業務計画を策定し、業務措置を細分化し、業務台帳を作成し、責任部門および責任者を明確にし、各種任務の適切な実施を保障する。監督・指導と検査を強化し、各任務が確実に実行されることを保障する。重要な状況があるときには地方の共産党委員会・政府に速やかに報告し、重大な疑義・問題があるときには速やかに指示を仰ぐ。業務の成果が顕著な地区および成績の際立った者に対しては表彰の掲示を行い、権利侵害・模造問題が多発かつ頻発し、行政保護の行き届かない地区に対しては通報・批判を行い、かつ、行政指導、専門の監督・指導などの方式により是正を促す。

(二) 業務指導の強化

省・市・区・県の階層化法執行指導システムを健全化し、知的財産権の法執行処理の業務指導を全面的に強化し、知的財産権関連処理規範基準を深く実施する。革新的手段で年間の知的財産権行政保護記録評価審査業務を継続的に実施する。下級単位から報告された難解案件の決裁に関しては、「行政保護事件決裁処理方法」の関連規定に従って真摯に事件の検討・判断を行い、法理分析を適切に行い、適時に解答する。年間の知的財産権行政保護の典型事例および指導事例の選定・報告および選定公布業務を積極的かつ適切に行い、正方向の激励指導を強化する。

(三) 協力・連携の重視

責任意識を強化し、市場監督管理などの部門との協力連携を強化し、人民法院、檢察機関、公安機関との協調協力を強化し、長期的な連絡メカニズムを構築し、業務の相乗効果を形成する。地域を越えた行政保護協力の範囲を積極的に広げ、行政と刑事司法保護の連携協力を強化し、行政調停協議・司法確認メカニズムの実施を推進する。12省市、華北5省（区市）、黄河流域9省区、晋冀魯豫（山西省、河北省、山東省、河南省）18市などの地域間の知的財産権行政保護協力を深化させ、地域間・部門間の法執行交流を強化する。電子商取引プラットフォームとの業務連携動および情報プッシュメカニ

ズムを継続的に整備し、インターネット分野における保護効率を高める。

(四) 宣伝・研修の強化

行政保護基準化研修システムを改善し、業務研修、事例検討、宣伝交流などの方式を革新し、下部法執行スタッフの政治素質と業務能力を向上させる。世論モニタリング、世論指導と世論対応能力を高め、適時に重大な世論状況を通報する。専利、商標、地理的表示保護に関する専門知識の宣伝普及に力を入れ、中国知的財産権保護状況年次白書と影響力のある典型的な事件を発表する。世界知的財産権デー、全国知的財産権宣伝週間などの重要なタイミングを活用して、集中宣伝、政策解説を全力を挙げて展開し、全方位、多層的な普及行列を構築し、全社会の知的財産権の尊重と保護意識を強化する。

出所：2023年3月7日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/3/7/art_546_182530.html?xxgkhide=1

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。